同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「二・三号認定子ども」という。）に限る。以下この号及びこの表市町村の項第八号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

［3～5　略］

6　児童数（3歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「平成三十年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成三十一年二月二十八日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［7～29　略］

30　児童扶養手当支給者数は、平成二十九年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第9号付表2中「支出済額（A列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の2」、「13条の3」及び「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。

［31　略］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成三十年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

33　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・

第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「二・三号認定子ども」という。）に限る。以下この号及びこの表市町村の項第八号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

［3～5　同上］

6　児童数（3歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「平成二十九年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成三十年二月二十八日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［7～29　同上］

30　児童扶養手当支給者数は、平成二十八年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第9号附表2中「支出済額（A列）」の延月人数の全部支給者の数と一部停止者の数の合計数とする。

［31　同上］

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、平成二十九年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」及び「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

33　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・